

### 質 問

本市においては、総務省の「土地開発公社の抜本的改革について」の通知を受け、土地開発公社（以下「公社」という。）の今後のあり方について、第三セクター等改革推進債（以下「三セク債」という。）の活用も視野に入れて検討することとしました。ついでには、公社を解散する際の手続きや留意すべき点を教えてください。

### 回 答

公社の解散にあたっては、公有地の拡大の促進に関する法律（以下「公拡法」という。）に基づく都道府県知事の認可等の手続きが必要です。手続きの詳細・留意すべき点は以下のとおりです。

### 解 説

#### 1. 事前準備

公社は、公拡法第10条に基づき地方公共団体の全額出資により設立する、いわば設立団体の分身ともいべき存在であり、公社を解散する場合には、設立団体は解散に至った事由を議会や住民に十分説明し、理解を得ることが必要です。また、解散にあたっては、公社財産の整理や三セク債の活用などによる債務の整理方法、解散の時期、解散後の用地取得体制の整備等の調整を行うなど、設立団体の意思統一を図っていくことが重要となります。

次に、公社の定款においては、理事会による解散の同意などの解散に係る手続きを定めているのが一般的であり、公社が設立団体から解散の意向を受けた際には、そうした定款に定める手続きを進めていくことになります。さらに、公社は、公拡法第22条の2及び第22条の3において、解散後は清算法人となり、原則として理事が清算人となることから、清

算人となる者をあらかじめ理事会にて確認しておく必要があります。

また、関係機関との調整を進めるうえで重要となるのが、借入金融機関との調整があげられます。公社解散の意思決定を行った場合であっても、実際に解散するまでには諸手続きに相当期間を要することから、その間の資金調達、借入金の返済期限・方法など、借入先金融機関と調整すべき事項はたくさんあります。こうしたことから、借入先金融機関に適宜に情報提供を行うなどして、協力が得られるようにしておくことが重要です。

#### 2. 解散認可

法人の解散とは、法人がその積極的活動を継続すべきでないことが確定し、その財産を清算すべき状態に入ることの意味します。

公社の解散にあたっては、公拡法第22条第1項の規定により、設立団体がその議会の議決を経て、都道府県知事の認可を受けることが必要です。

また、公社が解散して債務が完済された後の財産については、公拡法第14条の規定では定款の定めるところにより分配しなければならないとされており、解散認可申請の際にはどのように分配するのかを明確にしておく必要があります。

#### 【解散認可に必要な書類】

- ①解散に関する議会の議決書（写）
- ②解散理由書
- ③財産目録
- ④残余財産の処分方法
- ⑤清算人名簿（予定）
- ⑥土地開発公社理事会の議事録（写）
- ⑦定款
- ⑧その他（仮決算書、処分財産の帰属先を示した書類等）

### 3. 清算

都道府県知事の認可を受け、解散した公社は、公拡法第22条の2の規定により清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続することとしています。

解散認可を受けた後は、解散・清算人の登記を行い、清算人は都道府県知事に清算人の届出を行うこととされています。(公拡法第22条の6)

次に、清算人は公拡法第22条の規定に基づく清算手続きを行います。公拡法第22条の6では、清算人は3回以上の公告(官報)をもって債権者に対し債権の申出をすべき旨の催告をすること、また、その期間は2か月を下ることができないことが定められています。

清算が結了すると、清算人は清算結了の登記を行い、公拡法第22条の11に基づき都道府県知事に清算結了の届出を行います。これにより清算手続きは結了することとなります。

最後に、公社は、公拡法第18条第3項にあるとおり毎事業年度の終了後2か月以内に決算を設立団体の長に提出することとなっていますので、清算手続きが結了した公社においても最終年度の決算を提出することが必要です。

#### 【清算人届に必要な書類】

- ①清算人届出書
- ②登記簿謄本(履歴事項全部証明書)

#### 【清算結了届に必要な書類】

- ①清算結了届出書
- ②清算に関する書類(清算書、清算収支計算書、分配金受領書、公告(写)、清算人会議事録等)
- ③登記簿謄本(閉鎖事項全部証明書)

### 4. 第三セクター等改革推進債の活用について

三セク債については、地方財政法附則第33条の5の7第1項第3号の規定により、公社の解散(業務の一部の廃止を含む。)に要する経費のうち、地方公共団体が債務保証等を行っている借入金の償還に要する経費などにつき、発行が認められる地方債であ

り、起債にあたっては、総務大臣又は都道府県知事の許可が必要です。

三セク債の起債許可を受けようとする地方公共団体は、公社の解散による財政健全化の効果、実質公債比率及び将来負担比率の将来見通し、これらの比率を抑制するために必要な措置、地方公共団体の所有に属することとなった財産の管理及び処分の方針を定めた計画を作成する必要があり、許可申請しようとする際には、あらかじめ、地方財政法附則第33条の5の7第3項の議会の議決を経る必要があります。

この議会の議決については、地方債同意等基準運用要綱において、公社解散に伴う歳入歳出予算の議決と同時に得ることとしており、解散することにより設立団体が公社に対し有する債務の免除を行う場合は、債権放棄の議決も必要となります。これらの議決は、解散の議決に併せて得る必要があり、事業採択から現状に至った経緯と責任の明確化、設立団体を取り組もうとする改革実施の妥当性、当該団体への財政上の影響等について十分な議論がなされたのかを確認するために必要とされています。

さらに、許可申請には「抜本的改革」にある「土地の処分計画」の作成が必要となります。この計画は存続・廃止いずれの場合であっても、公社が保有する全ての土地について当該土地の現在の必要性、地価の動向等を十分に検討し、処分計画を明らかにした上で、積極的な処分を図ることとしており、当初の事業計画に基づき処分することが困難となった土地については、そのような状態となったことを明らかにすることとしています。(三セク債に係る詳細は自治大阪平成21年6月号の相談室をご参照ください。)

また、三セク債は、将来世代に便益を及ぼすものに対する起債でないため、その償還は出来る限り短期間で終わることが望ましいとの考えから10年以内を基本としているため、財政上の問題から本起債の活用を躊躇する団体もあると思いますが、地方債同意等基準運用要綱では「必要に応じ10年を超える償還年限を設定することができるものとする。」とされています。府内市町村の先行事例においても10年を

超える償還期間としたケースもありますので、本起債の活用についても積極的に検討いただき、償還期間等の発行条件については大阪府にご相談いただきますようお願いいたします。

## 5. 最後に

府内市町では、この2年間で5団体が公社の解散に踏みきり、うち3団体が三セク債を活用しています。また、全国的にも公社解散の動きが進んでおり、この動きは、三セク債の発行可能期限である平成25年までさらに加速していくものと考えられます。

一方で、府内の公社では依然保有量も多く、そのうち長期保有（5年以上）が全体の94.7%を占めています。現状を踏まえると、計画どおりに買戻しを進めて行くことは非常に困難であると思われ、その結果公社の借入金からは毎年多額の利息が発生することとなり、設立団体からの負担も増加することとなります。三セク債の発行期限である平成25年まであと3年となりました。この機会に今一度、公社の抜本的改革について三セク債の活用も含め検討をお願いします。

(大阪府総務部市町村課財政グループ)